

港湾協力団体の指定後の留意事項

1 業務に係る留意事項

(1) 占用許可などその他業務に必要な手続きについて

業務活動にあたり、港湾区域内の水域、緑地公園、臨港道路の占用等を必要とする場合、本制度とは別に港湾管理者の占用許可などの手続きを要します。

これらの内容についても、活動実施計画書などにより各許可基準に適合しているかなど事前に確認を行いますが、当該計画書を提出しても基準等により認められない場合がございますので予めご相談ください。

【注】

港湾協力団体に指定された場合、港湾法第37条第1項における水域等の占用においては、港湾管理者との協議が成立することをもって占用の許可があったものとみなされますが、上記のとおり協議には別途手続きが必要となります。また、協議に必要な書類は通常の占用許可手続きと基本的に変わりありません。

(2) 業務の実施に関し必要な情報等の港湾管理者からの入手について

公表している範囲内で必要な情報を提供します。その他必要な情報の入手については、焼津市の情報公開制度による手続きが必要となります。

(3) 業務活動における制約等について

ア 業務活動の制約又は中止等について

活動実施計画書に位置付けられている内容であっても、港湾管理者の管理上の理由（市の関係団体が行う関連事業を含む）や公共工事等により、団体の業務活動の制約若しくは活動を中止して頂く場合があります。また、具体の活動に当たっても、施設管理者や関係団体などと協議が必要となる場合があるほか、港湾管理者が指示した場合はそれに従って頂きます。

イ 他の港湾協力団体等の活動にかかる調整について

他の港湾協力団体と活動場所及び活動時期などが重なる場合は、当該団体と業務活動を調整させて頂くことがあります。

また、港湾協力団体の指定を受けた団体以外でも活動している団体がありますので、業務の円滑な実施を図るため事前に関係団体等と充分調整してください。

(4) 業務活動における団体の責任について

団体の業務活動により招いたトラブルや事故が起きた場合、その責任は一切、団体で負うものとし、真摯に対応して頂きます。

2 指定後の留意事項

- (1) 港湾協力団体の指定を受けた法人等は、活動実施計画書に基づき、港湾協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 港湾協力団体の指定を受けた法人等は、港湾協力団体としての活動を継続する場合は、港湾協力団体指定証に記載された指定期間が終了する1か月前に次の期間の活動実施計画書（様式第3号）を提出してください。
- (3) 港湾協力団体の指定を受けた法人等が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに、報告書（様式第9号）により変更の内容を報告していただきます。
- (4) 港湾協力団体の指定を受けた法人等は、港湾管理者の求めに応じ、年に1回、活動状況について活動報告書（様式第10号）により報告してください。また、港湾管理者が必要に応じて随時報告を求める場合がありますので、同様に報告してください。
- (5) 港湾協力団体の指定を受けた法人等の代表者、団体名、住所若しくは所在地を変更した場合、又は港湾協力団体が解散した場合は、速やかに報告書（様式第9号）により報告してください。
- (6) 港湾協力団体が業務を適正かつ確実に実施してないと認めるときは、港湾管理者は業務運営について改善命令を行います。

3 その他留意事項

- (1) 当該指定制度については、活動実施計画書に記載された港湾協力団体としての業務の係る活動以外で、特別な権限が発生するものではありません。
- (2) 申請時に提出された確約書及び誓約書の内容を遵守してください。